

【支援内容と対象経費例】

- ・献立の開発
(調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等)
- ・食育授業
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、
啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料等)

=====
2 文化庁 食文化ポータルサイト「食文化あふれる国・日本」の公開
=====

文化庁においては、昨年4月に食文化の担当部署を新設し、食文化の継承と振興に取り組んでいるところで、今般、文化庁HP内に食文化のポータルサイトを開設し、一般公開。(日英2か国語)

内容は、日本の食文化の特徴を5つの視点から紹介、江戸時代の食文化体験ができるVR動画、研究・活動事例集、関連団体とのリンク等となっており、今後も更なる充実を図っていくとしていますので、是非とも、ご覧ください。

日：<https://www.bunka.go.jp/foodculture/>



英：<https://www.bunka.go.jp/foodculture/en/index.html>



なお、文化庁トップページにある以下のバナーからもアクセス可能。
また、VR動画は、文化庁のyoutubeチャンネルでも公開中。

<https://www.youtube.com/c/bunkachannel/videos>

=====
3 文化庁 令和3年度伝統文化親子教室事業（統括実施型）の募集
=====

1. 目的

次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養かんように資することを目的。

なお、今般募集する「統括実施型」においては、伝統文化等の振興等を目的とする統括団体が実施主体となり、広域的・組織的に我が国の伝統文化等を親子で体験することができる取組を支援。

2. 応募者（事業者）の要件（抜粋）

伝統文化等の振興等を目的とする複数の団体で構成する統括団体であり、かつ、次の要件を満たす団体。

・規模要件

同一分野で、原則、都道府県をまたぎ、概ね10団体以上で構成されること。
統括団体の代表となる団体（代表団体）は、法人格（特定非営利活動法人を除く）を有すること。

・代表団体（次の（1）～（3）のいずれかの要件を備えている必要（例））

（1）一般社団法人・一般財団法人

（2）公益社団法人・公益財団法人

（3）代表団体が支部等の下部団体である場合には、本部が上記(1)・(2)の法人格を有し、次の要件をすべて満たしている団体・定款、規約等を有すること（例）

3. 対象となる事業

（1）伝統文化親子教室

（2）「放課後子供教室」と連携した取組

4. 募集期限

令和3年3月1日（月）（伝統文化親子教室事業事務局必着。）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/oyako/92803901.html>

（「教室実施型」「地域展開型」の二次募集は未定。）

~~~~~  
○ 東北地域の和食文化メールマガジンへの御意見・御要望をお待ちしております。

お問い合わせ先：東北地域の和食文化ネットワーク事務局  
東北農政局経営・事業支援部地域食品・連携課

T E L : 022-221-6403（ダイヤルイン）

F A X : 022-722-7378

メールアドレス：[keisyonw-tohoku@maff.go.jp](mailto:keisyonw-tohoku@maff.go.jp)

~~~~~  
★ <農林水産省のWebサイト（和食文化ネットワーク）>

<https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/network/main.html>

~~~~~

★ 東北農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信を御希望される方は、御登録をお願いします。

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

~~~~~